

別記様式第1号(第四関係)

やすぎちくのうぎょうかっせいかけいかく
安来地区農業活性化計画

しまねけん やすぎし
島根県安来市

平成27年1月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	安来地区農業活性化計画	都道府県名	島根県	市町村名	安来市	地区名	安来地区	計画期間	平成27年度～平成31年度
-------	-------------	-------	-----	------	-----	-----	------	------	---------------

目 標 :

安来市の農業は、水稻・園芸・畜産のバランスのとれた生産性の高い農業を展開してきており、県内でも有数の農業産地である。中でも、園芸部門を基幹作物の一つとして位置付け、冬の低温、降雪、寡日照、梅雨期の長雨といった気象条件や、市内の大半が中山間地域に該当する地形的条件のため、他地域と比べて必ずしも恵まれた条件にはないが、いちご、梨、ぶどう、花卉、アスパラガス等の多彩で特徴ある産地を形成している。

一方で、近年、担い手の高齢化が急激に進展しており、産地の維持・発展を継続していくため、新規就農者、認定農業者、集落営農組織、農業参入企業等の多様な担い手の確保対策を推進し、儲かる経営体の育成を進めている。

担い手の支援体制については、農業関係機関で構成される安来地域担い手育成総合支援協議会において農業関係団体と情報共有を図りながら包括的な支援をおこなっていく。

新規就農者の確保・育成の基本的な方針は、都市部からのUターン者や市内の農業後継者による定住を推進していく上で必要な、「農地(施設)」、「住居」、「集落の受け入れ体制」、「師匠(技術指導)」を一体的に確保した就農・定住パッケージを作り、将来の農村集落の核となるべき人材の確保・育成を図る。

新規就農者確保・育成対策としては、協議会を中心に、「就農相談」、「研修」、「就農後」の各段階で適切な支援をおこなっていく。「就農相談」においては、各種就農相談会でのブース設置、お盆の就農相談会、アグリ体験セミナー等の実施により新規就農者の掘り起こしをおこなう。「研修」においては、安来市新規就農研修(体験研修)とJA担い手支援センター研修(実践研修)を組み合わせた概ね2年間の研修制度を基本として実施し、研修期間を通して師匠との強固な師弟関係を構築し、就農後も経営安定が図られるまでの継続的なサポートが受けられるような師匠制度を柱とした研修を実施する。「就農後」の支援については、住居確保対策に力を入れて取り組むこととし、移住者が農地と一体的な住居を確保できるように空き家バンク制度の拡充、定住住宅の建設、市独自の賃貸住宅家賃助成等により、移住者のスムーズな住居確保及び負担軽減を支援する。

集落営農組織の育成についても、協議会を中心に支援をおこない、集落ビジョンの策定、営農組織の組織化・法人化を推進し、さらに、近年の米価の下落対策として収益性の高い施設園芸の導入を推進することにより、農家所得の向上と農村集落内における若者の働く場づくりを支援する。

担い手の生産対策としては、国庫補助事業や県単独事業を積極的に活用し、必要な施設等の導入を推進するとともに、リースハウスによる団地化による生産体制の省力・低コスト化を進める。また、消費者ニーズに対応した優良品目や品種への転換、新技術等の技術確立及び産地への速やかな導入を支援する。さらに、近年の加工品需要の増加、食の多様化に対応した新たな加工品開発や6次産業化も見据え地域の強みを生かした販売戦略の構築を推進していく。併せて、環境負荷の軽減に向け、一層の生産者意識の醸成を図るとともに、環境と調和のとれた農業の実践を推進する。

具体的な取り組みとしては、施設園芸において現在、農業資材費が高騰する中、生産コストを低減することが経営安定に向けた最も有効な方策の一つであることから、リース方式のパイプハウスを整備し、就農初期の生産環境を充実させ働く者にとって魅力的な特色ある産地づくりを行うこととする。また、リースハウス事業の展開については、島根県の園芸作物の振興方針に基づいた取り組みでもある。

市全体の人口減少課題の解決に向けては、平成26年度に安来市人口対策本部を設置し、平成32年度までの中期達成目標を定め人口減少を抑制するための各種人口対策事業を実施することとしている。

数値目標としては、島根県人口移動調査の推計によると安来市の人口は、平成22年から平成32年までで9.87%減少すると予想されているが、これを8.63%の減少率で維持する。

平成22年から平成32年までの島根県全体の人口減少率は8.63%であり、安来市は県平均より相当高い減少率が推定されていることから、県平均の推定値である8.63%の減少率で維持することは、人口減少の抑制に繋がるものと考えられる。

平成22年度(実績) 41,836人

平成32年度(推計) 37,706人(減少率9.87%) → (目標) 38,226人(減少率8.63%)

目標設定の考え方

地区の概要:

安来市は島根県の東部に位置し、総面積42,093ha(国土地理院平成26年全国都道府県市区町村別面積調より)のうち林野が71.4%を占める中山間地域である。山間部は飯梨川・伯太川に流れ込む小河川に沿うように農地があり、水稻・園芸・畜産を主体に特色ある農業が展開されている。一方、平坦部では飯梨川の流域に平野が開けており、県内最大級の農業地帯として大規模水田営農や施設園芸がおこなわれている。

現状と課題

市内の担い手の高齢化が急激に進展しており、平成22年度の農業就業人口は4,150人で5年前の平成17年度(4,749人)と比較して、12.6%の減となり、農業就業人口のうち65歳以上の人口は、2,855人で68.8%を占め、それに伴い、販売農家の経営耕地面積も5年間で9.2%減少している。(数値は2010農林業センサスより)

いちごについては、本地区は県内でも有数の園芸産地であるが、本地区の主要作物である「いちご」においても高齢化、後継者不足により生産面積、販売額は今後急激に減少していくことが見込まれる。

有機野菜については、市内で有機JAS認定をうけている野菜生産農家はなく、有機農業と同等の基準で栽培している生産者グループ「島根おやさい本舗」がある。島根おやさい本舗では、新規就農から経営を確立し師匠として新規就農者の受入を積極的に行っている者もあり、今後さらに就農者の確保、育成が期待できるため、島根おやさい本舗を中心に、有機JAS認証を取得し、有機野菜産地創出のための取り組みが進みつつある。

また、近年の高齢化、米価の下落などにより、集落営農においては担い手不足と経営の安定化が課題となっており、集落営農における収益性の高い施設園芸の導入により集落内の若手の働く場づくりの取り組みが検討されている。

共通の課題としては、近年の農業資材費の高騰等により施設園芸における設備投資に多額の費用を要するということから、施設園芸を断念したり規模を縮小するケースがある。こういった状況が今後も続いた場合、農業者の営農意欲の低下などにより、若手の農業離れが進み、今後、農村集落が存続できなくなるなどの影響が懸念される。

今後の展開方向等

やすぎブランドとして知名度があり産地として栽培技術と経験が蓄積されている「いちご」の産地維持及び近年就農希望者が増加傾向にある有機野菜での新しい産地創出、又集落営農における雇用の創出と米価下落対策等として、施設での「アスパラガス」の導入を重点的に支援することにより、働く者にとって魅力的な特色ある産地づくりをおこなうこととする。

具体的には、リース方式のパイプハウスを整備することにより、安定した農業生産体制を確立し新規就農する若者が安心して営農できる体制を整える。併せて、本市における新規就農者の確保による定住の取り組みとして、「農地(施設)」、「住居」、「集落の受入れ体制」、「師匠」を一体的に確保した、定住パッケージ化を図りソフト面の充実を図っていく。

定住パッケージ化の今後の取り組みとしては、農地中間管理事業の活用、空き屋/バンク等住居確保対策の充実、研修制度を通じた師弟関係の構築、集落ビジョンによる集落の受け皿づくりなどの支援をおこなっていく。これらの取り組みにより、本市の主要産業である農業において「働く場」づくりをさらに推進し、定住促進を目指す。

3 活性化計画の区域

安来地区	区域面積	39,039ha
区域設定の考え方		
<p>①法第3条第1号関係： 区域は、安来市全域とする。 当該区域の総面積は39,039ha(都市計画用途区域を除く)で、うち農林地面積は34,983ha(安来農業振興地域整備計画(平成23年5月)及び平成25年度島根県農林水産部森林資源関係資料より)を占め、その割合は89.6%である。またH22国勢調査によると全就業者数は21,851人(H22)で、うち農林漁業従事者は2,646人(H22)であり、その割合は12.11%である。</p>		
<p>②法第3条第2号関係： 本地区の人口動態は、国勢調査によると平成17年43,839人から平成22年41,836人になり、5年間で2,003人の減少(減少率4.57%)となっている。 また、高齢化率は、平成17年に28.23%であったものが、平成22年に30.50%になり、過疎高齢化が進行している。農林漁業者についても、平成17年の3,231人から平成22年には2,646人となり、18.11%減少している。このことより、高齢化、後継者不足が深刻となっている地域であり、地域の基幹産業である農業の振興を図るために必要な生産基盤の確保が必要である。</p>		
<p>③法第3条第3号関係： 都市計画用途地域を除いており、市街地を形成している区域を含んでいない。</p>		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類	土地所有者		権利の種類	土地所有者		農地	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別	

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)

整備計画	種別	構造	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

計画最終年度までの毎年度いちご、有機野菜、アスパラの販売額を把握し、計画最終年度の翌年度に学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、市が達成状況进行评估する。